

福工同窓会後援会規程

(名称及び事務局)

第1条 本会は、岩手県立福岡工業高等学校後援会〔以下「福工後援会」という〕と称し、事務局を本校同窓会事務局内に置く。

(目的)

第2条 本会は、岩手県立福岡工業高等学校の発展充実のため援助後援すること、並びに同窓会活動の振興を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 部活動の援助事業
- (2) 学校関係団体との連携協力事業
- (3) 同窓会活動の振興事業
- (4) その他の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会は、福工同窓会正会員によって構成する。

(役員)

第5条 本会の役員は、福工同窓会の会長・副会長・顧問・理事・監事があたり、任務を遂行する。

(会議)

第6条 本会は、同窓会総会において次の事項を審議し決定する。

- (1) 会務報告と事業計画
- (2) 予算及び決算
- (3) 規程の改正
- (4) その他の事項

(経費)

第7条 本会の経費は、会費・寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

第8条 本会の会費は、正会員年額1口1,000円とし、年度内に徴収する。

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 則

- 1 この規程は、昭和53年5月20日より施行する。
- 2 昭和58年5月29日 一部改正
- 3 平成 7年5月30日 改正施行